

曳航及び係留設備配置図に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編
(日本籍船舶用)

改正理由

IACS は、曳航及び係留設備並びにそれらの支持構造に関する統一規則 A2 の一部を改正し、2007 年 7 月に統一規則 A2(Rev.3)として採択した。

本改正では、係船索の本数を考慮した設計荷重の取り扱い並びに曳航及び係留設備配置図へ追記すべき事項について明記された。

このうち、係船索の本数を考慮した設計荷重の取り扱いについては、既に本会規則に取入れているが、曳航及び係留設備配置図へ追記すべき事項については、本会としても取入れる必要がある。

今般、IACS 統一規則 A2(Rev.3)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

係留設備及びその支持構造に対して、船上に備付ける係船索の本数の増加分を考慮した設計荷重を適用する船舶にあっては、当該船舶の曳航及び係留設備配置図に係船索の本数及び切断荷重を明記する旨の規定を追加した。